

監監第 414 号
令和7年7月18日

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒井 良清
同	高品 彰
同	前田 一
同	瀬之間 康浩
同	麓 理恵

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和7年6月30日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

（理由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、「中田中央公園」の「隣接する柵で囲った買収済用地」「を借用して拵えた中田農園」「を利用した」「2024年のいも堀り」は「あくまでも指定管理者と特定の団体とのワタクシゴトである。」「いも堀りのイベントはいかように弁明しても自主事業とは認められない」「管理者であるみどり環境局から借用した横浜市の財産を私物化したことになるから、財産の管理上の問題がある。」と述べています。

住民による監査請求及び訴訟の制度が、地方公共団体の行政一般が公正に行われることを担保するためのものではなく、地方公共団体の財務会計の公正を担保するためのものであることに鑑みると、住民監査請求の対象となる財産の管理とは、専ら当該財産の財務的処理を直接の目的として行われる行為をいうものと解されます（東京地方裁判所平成元年10月26日判決参照）。

公園及び公園施設においては、基本協定に基づき指定管理者が指定管理の実施を妨げない範囲において自主事業を行うことができるほか、法及び横浜市公有財産規則（昭和39年3月横浜市規則第60号）の規定により、公園を含む行政財産については、市が使用許可をするこ

（裏面あり）

とにより、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、目的外に使用させることもできます。

2024 年のいも堀りの目的について、請求人が「指定管理者と」「子供会」「保育園」「の交流を中田農園で実施した」と主張しているとおりであったとするならば、横浜市が中田中央公園の指定管理業者に対して、当該いも堀りを実施するために自主事業又は公園若しくは隣接する行政財産の使用を承認する行為は、専らその財産的価値に着目した財務的処理を目的として行われたものであるとはいえない、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為等を摘示したものとは認められません。

以上のことから、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。